

総務省 第23回ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議

法的観点から見たデータ契約について

森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業
弁護士 岡田 淳

2025/3/25

MORI HAMADA

Profile



パートナー弁護士

岡田 淳

Atsushi Okada

第二東京弁護士会所属

米国ニューヨーク州弁護士会所属

Direct 03-5220-1821

Mail atsushi.okada@morihamada.com

MORI HAMADA

主要な取扱分野

データ/プライバシー、知的財産権、TMT (Tech, Media, Telecom)、Fintech、ライフサイエンス、製造物責任、AI/自動運転/ドローン、テクノロジー分野における紛争・M&Aなど

主要な著作・論文

- ・ 個人情報保護法(商事法務、2024):**第24回ほんづくり大賞優秀賞**を受賞
- ・ AI事業者ガイドライン(第1.0版)(別冊、2024)
- ・ テクノロジー×著作権 理解を深めるキーワード(コピライト、2024)
- ・ プラットフォームビジネスの法務[第2版](商事法務、2022)
- ・ 特許侵害訴訟[第2版](中央経済社、2021)
- ・ ヘルステックの法務 Q&A[第2版](商事法務、2022)
- ・ ダークパターンに関する一考察(上・下)(NBL、2023)
- ・ AI・IoT・ビッグデータの法務最前線(中央経済社、2019)
- ・ 実務担当者のための欧州データコンプライアンス
～ GDPRからeプライバシー規則まで(別冊NBL、2019)
- ・ M&A法体系[第2版](有斐閣、2022)
- ・ ドローン・ビジネスと法規制[第2版](清文社、2022)
- ・ 自動運転・MaaSビジネスの法務[第2版](中央経済社、2023)
- ・ 資本業務提携ハンドブック(商事法務、2020)
- ・ AI・データの利用に関する契約ガイドラインと解説 (別冊NBL、2018)

経歴

東京大学法学部卒業(2001年)、ハーバード大学ロースクール修了(2007年)
Weil, Gotshal & Manges法律事務所(シリコンバレーオフィス)で執務
(2007年～2008年)

主な活動

- 2010年 立教大学 法学部 講師(特許法、商標法)
- 2011年 青山学院大学 経営学研究科 客員教授(著作権法)
- 2015年 日本弁理士会 特定侵害訴訟代理業務研修講師(不競法)
- 2017年 経済産業省 AI・データ契約ガイドライン検討会 委員
- 2019年 内閣府 スマートシティ分野アーキテクチャ検討会議委員
- 2019年 一般社団法人日本DPO協会 顧問
- 2019年 東京大学 未来ビジョン研究センター 客員研究員
- 2022年 特許庁 工業所有権審議会 試験委員
- 2023年 自由民主党 AIの進化と実装に関するPT WG 委員
- 2023年 内閣府 AI戦略会議 委員
- 2023年 内閣府 AI時代の知的財産権検討会 委員
- 2023年 経済産業省 AI事業者ガイドライン WG 委員
- 2024年 一般社団法人AIガバナンス協会 有識者委員
- 2024年 一般社団法人ダークパターン対策協会 理事
- 2024年 日本ディープラーニング協会 法と技術の検討委員会 委員
- 2024年 東京都 AI戦略会議 委員
- 2024年 デジタル行財政改革会議 データ利活用制度・システム検討会 委員

主な受賞歴

- ・ Chambers Asia-Pacific (TMT, IP), Chambers Global (IP) で高評価
- ・ Legal 500 Asia Pacific (TMT, IP) で高評価
- ・ 日本経済新聞の企業法務・弁護士調査で高評価
- ・ ALB Asia Super 50 TMT Lawyers 2025に選出
- ・ IAM Patent 1000 / IAM Global Leadersに選出
- ・ World Trademark Review 1000に選出
- ・ Asia IP Top 50 IP Experts of Japanに選出
- ・ Best Lawyers in Japan, Who's Who Legalで高評価
- ・ 週刊東洋経済の弁護士ランキングで高評価

データ契約を検討するにあたっての法的な基礎知識

/ データの法的性質、分類等

データは無体物 ▶▶▶ 民法上、所有権や占有権などの対象とはならない。

- ① 法令による保護と限界: 知財関連法令が中心
- ② 契約を通じた「保護」と「利活用」の重要性

著作権法

著作権: 思想・感情を**創作的**に表現する必要

- ▶ 機械的に創出されるデータに創作性が認められる場合は限定的
- ▶ データへのクレンジングや加工・分析等の処理を施すことによって「データベースの著作物」と認められる場合も限定的

特許法

特許権: 自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの

- ▶ データが特許権の保護対象となる場合は限定的

不正競争防止法

● 営業秘密:

- ▶ ①秘密管理性、②有用性、③非公知性、の要件を満たす必要

● 限定提供データ:

- ▶ ①限定提供性、②相当蓄積性、③電磁的管理性、等の要件を満たす必要
- ▶ 営業秘密の要件を満たさなくても、ID・パスワード等により管理しつつ相手方を限定して提供するデータを不正に取得、使用又は提供する行為を規制するために平成30年改正法で導入(必要最小限の民事的措置)

／ 「データ・オーナーシップ」をめぐる議論

複数当事者がデータの創出に関与する場面の例：

- ▶ 工作機械の製造業者Aが、顧客企業Bの工場に納入した工作機械にセンサを設置し、センサから稼働データを取得
- ▶ バス会社Aが、運転手(B1、B2・・・)の労働環境改善のため、ヘルスケア企業Cと共同してウェアラブル端末を開発し、運転手のバイタルデータを取得
- ▶ 「生データ」を加工、分析して得られる「派生データ」
- ▶ 「提供データ」に基づいて作成された「学習済みパラメータ」

「データ・オーナーシップ」という用語に法的な定義はない

- データは所有権等の対象にならず、知的財産権による保護も限定的
 - ▶▶▶ 以下のような地位を指して「データ・オーナーシップ」と呼称することが多いと整理できる
 - ▶ データに適法にアクセスし、その利用をコントロールできる**事実上の地位**
 - ▶ 契約によって利用権限を取り決めた場合にはそのような**債権的な地位**
- 当事者がデータ創出に果たした寄与度やデータと当事者の事業との関連性を評価する方法は、産業分野やデータの種類等により大きく異なり得る
 - ▶ いずれの当事者がデータ・オーナーシップをもつべきであるという一律の基準を見出すことは困難
 - ▶ 個別の利用権限ごとに、寄与度等の考慮要素を評価し、契約で利用権限の調整を図ることが望ましい

/ データ取引契約の重要性 ～利活用による付加価値の増大と、リスクの最小化～

- データの付加価値を増大させるためには？
 - ▶ 単に保有するだけでは価値が少ない
 - ▶ 複数当事者間で流通させ、加工・分析、組合せを行うことの有用性
- 他方で、データ流通に伴うリスクに対応する必要がある
 - ▶ データは容易に複製可能。適切な管理体制がなければ外部流出の危険
 - ▶ データを安易に第三者に利用させると、データ流出や不正利用に伴って、営業秘密やノウハウが社外に流出するほか、プライバシーにかかわる個人の権利が侵害されるリスクもある

以下の双方の観点に目配りが必要：

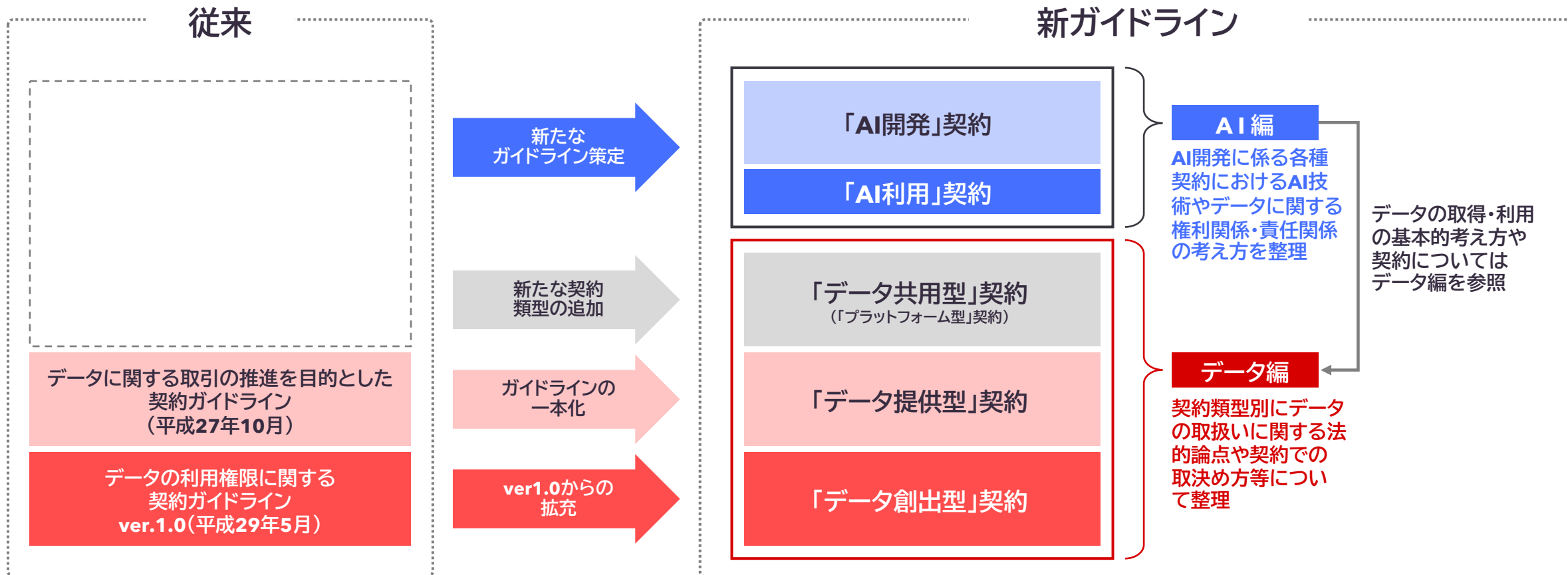
- ① どのように当事者間で利用権限を認め収益を配分するなどして**便益を最大化**するかという観点
- ② 適切な契約上・技術上の措置をとることでデータの流出、不正利用等の**リスクを最小化**するかという観点

しかし、データ取引契約は、知財契約とは異なる新しい種類の契約であり、実務の蓄積も乏しかった

▶▶▶ 経産省「**AI・データの利用に関する契約ガイドライン**」の公表(平成**30**年**6**月**15**日)

AI・データの利用に関する契約ガイドライン

企業の枠を超えたデータ利活用には、適切な契約締結を通じたデータ利用権限の明確化が重要



同ガイドライン(データ編)の概要①

【データ編の目的】

契約段階ではその価値がはっきりしないことが多いデータの流通や利用を対象とする契約について、各契約当事者の立場を検討、一般的に契約で定めておくべき事項を改めて類型別に整理した上で列挙するとともに、その契約条項例や条項作成時の考慮要素を提示。

【4つの基本的視点】

○データ流通・利活用の重要性と課題 ○契約の高度化の意義 ○イノベーションの促進 ○国際協調の意義

【想定する読者・契約類型】

- ・広く契約に関わる者を想定、平易な表現に努めつつ、先端的、専門的な内容も掲載。
- ・契約類型として、分かりやすく、提供、創出、共用の3類型に整理。

【データ契約を検討するにあたっての法的な基礎知識】

- ・「データ・オーナーシップ」：データの利用権限を主張しうる債権的な地位として整理。
- ・データ流出や不正利用を防止する各種法的手段を網羅的に紹介。

契約類型別にその構造・法的性質や課題、法的論点とその考え方、適切な取決め方法を網羅的に整理

	「データ提供型」契約	「データ創出型」契約	「データ共用型」契約
構造	(1) 意義 ・データ提供者から他方当事者に対してデータを提供する場合に、他方当事者の利用権限その他提供条件等を取り決める契約 (2) 法的性質 データの譲渡、ライセンス、共同利用 (3) 主体の個別性	(1) 対象範囲 ・データが新たに創出される場面において、データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限について合意する必要がある場合の契約 (2) 課題 ・権限の調整ルールや利用方法が不明確 ・個人情報やプライバシー権に要配慮	(1) 意義 ・プラットフォームを利用したデータの共用を目的とする類型の契約 (2) 複雑化する当事者間の法律関係 (3) データのフロー・利用の仕組みの分析 データ提供 / 収集、データの保管・加工・分析、データの共用・活用
主な法的論点等	・派生データ等の利用権限の有無 ・提供データの品質問題 ・提供データに起因する損害の負担 ・提供データの目的外利用 ・クロス・ボーダー取引における留意点 ・個人情報等を含む場合の留意点 等 ・データ流通阻害原因とその対処法	・当事者間で設定すべき利用条件 ・対象データの範囲・粒度 ・分析・加工および派生データの利用権限 ・保証 / 非保証、収益分配、コスト・損失負担 ・管理方法、セキュリティ等との関係 ・消費者との契約の場合の留意点 等	・主たる検討事項(データ活用の目的・方法、PF事業者選定、PF活用を促す仕組み等) ・利用規約の要否・種類 ・データ利用範囲を利用規約に記載する意義 ・データの種類、参加者の範囲 ・誰がプラットフォーム事業者か 等

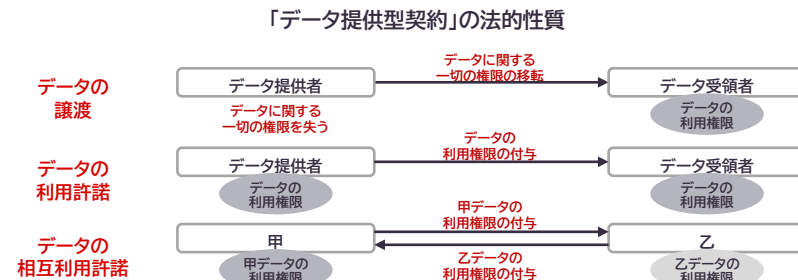
モデル契約書案① データ提供型契約

モデル契約書案② データ創出型契約

同ガイドライン(データ編)の概要②

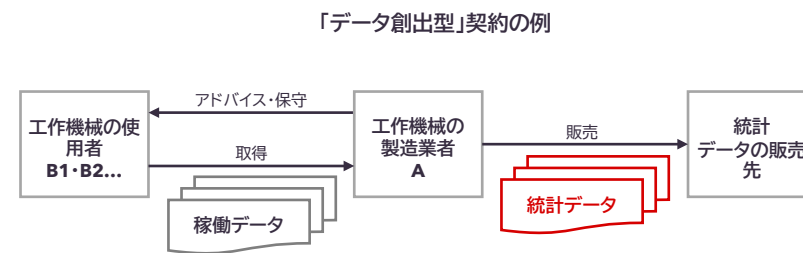
「データ提供型」契約(一方当事者から他方当事者へのデータ提供)

- 取引対象となるデータを一方当事者(データ提供者)のみが保持しているという事実状態が明確である場合の契約
- 利用場面としては、データの譲渡、ライセンス(利用許諾)、共同利用(相互利用許諾)など
- 「データに関する取引の推進を目的とした契約ガイドライン」(H27.10)で想定されている契約類型を対象、多数当事者が関与する場合やクロスボーダー取引などについても整理



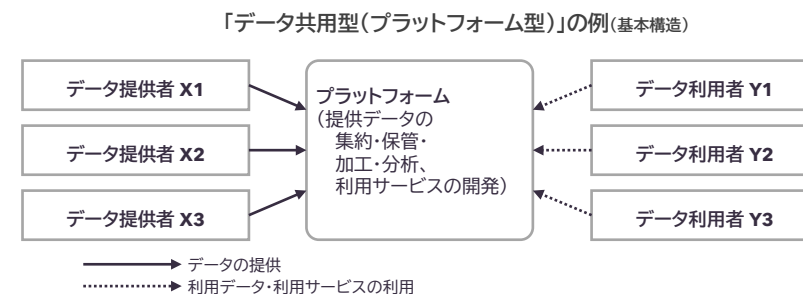
「データ創出型」契約(複数当事者が関与して創出されるデータの取扱い)

- 複数当事者が関与することによりデータが新たに創出される場面において、データ創出に関与した当事者間で、データの利用権限について取り決めるための契約
- データ創出に係る権限、利用方法が明確でないデータの利用関係における契約が対象
- 「データの利用権限の契約ガイドラインver1.0」(H29.5)で想定されている契約類型を対象とし、当事者間のデータ利用関係以外にも、第三者への提供といった横展開も想定



「データ共用型(プラットフォーム型)」契約(プラットフォームを利用したデータの共用)

- 複数の事業者がデータをプラットフォームに提供し、プラットフォームが当該データを集約・保管、加工または分析し、複数の事業者がプラットフォームを通じて当該データを共用するための契約
- 業界等におけるデータの共同利用、利害関係を有する関係者、行政など公的な主体も巻き込んだ利用形態など、さまざまデータの共同利用関係が対象
- 多数当事者間のデータ利用のための規約の在り方等がポイント



データ提供型契約を中心とした主な論点

データ提供型契約の類型

①データの譲渡

データに関する一切の権限を譲受人に移転させ、譲渡人は当該データに関する一切の権限を失う

- 所有権の移転は観念できない
- 知的財産権が成立している場合には、当該知的財産権の譲渡を含む

②データの利用許諾

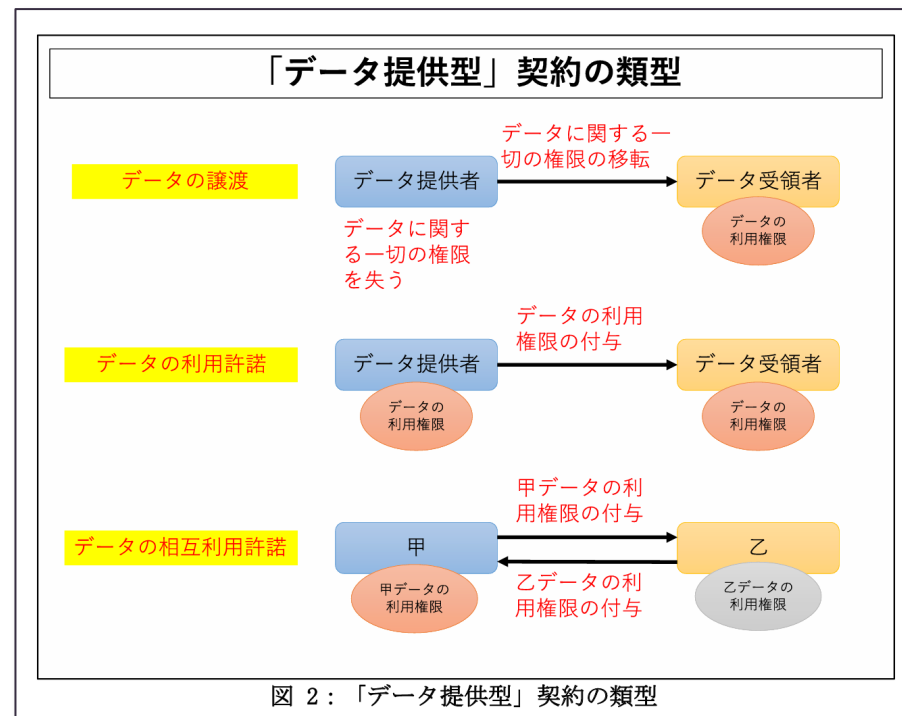
データの利用権限を一定の範囲でライセンシーに与えるが、ライセンサーは提供データに関する全ての利用権限を失うものではない

- 独占 or 非独占

③データの相互利用許諾

各当事者がそれぞれのデータを相手方が一定の範囲で利用することを認める

出典：経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1版－データ編－」30頁



/ データ提供型契約における主な規定内容

① データ等の定義

- ☑提供データ、派生データの定義

② 提供データの内容・提供方法

- ☑提供データの対象、項目、量、粒度、更新頻度

- ☑提供データの提供形式、手段、頻度

③ 提供データの利用許諾等

- ☑類型(利用許諾(独占・非独占)、譲渡、共同利用)

- ☑第三者提供、目的外利用の禁止

- ☑知的財産権の帰属

④ 対価・支払条件

⑤ 提供データの保証／非保証

- ☑第三者の権利の非侵害

- ☑正確性、完全性

- ☑安全性

- ☑有効性、目的適合性

⑥ 責任の制限等

⑦ 利用状況

⑧ 提供データの管理

⑨ 損害軽減義務

⑩ 秘密保持義務

⑪ 派生データ等の取扱い

- ☑派生データの利用権限

- ☑派生データの知的財産権の帰属

- ☑派生データの利用から得られた利益の取扱い

⑫ 有効期間

⑬ 不可抗力免責

⑭ 解除

⑮ 契約終了後の措置

⑯ その他一般条項(反社条項、残存条項、権利義務の譲渡禁止、完全条項、準拠法、紛争解決等)

/ 主な法的論点(1): 提供データを活用した派生データ等の利用権限

データ受領者	通常、派生データにアクセスして事実上利用できる地位
データ提供者	一義的には定まらない ● モデル契約書案(1) = データ提供者に利用を認めない ● モデル契約書案(2) = データ提供者に非独占的利用を認める ● モデル契約書案(3) = 別途協議

● 派生データの利用権限の有無、知的財産権の帰属

- ▶ 派生データといっても様々なものがある。契約において派生データの利用権限が不明確なままでは、将来におけるトラブルの火種になりやすい
- ▶ 派生データをデータ提供者が利用することを許諾するか？許諾範囲と許諾条件をどう設定するか？
- ▶ 知的財産権を共有とする場合の注意点:
 - 特許権: 譲渡や実施許諾には原則として共有者の同意が必要
 - 著作権: さらに、自らの著作権行使についても原則として共有者の同意が必要

● 派生データから得られた利益の分配

/ 主な法的論点(2): 提供データの品質等に関する責任

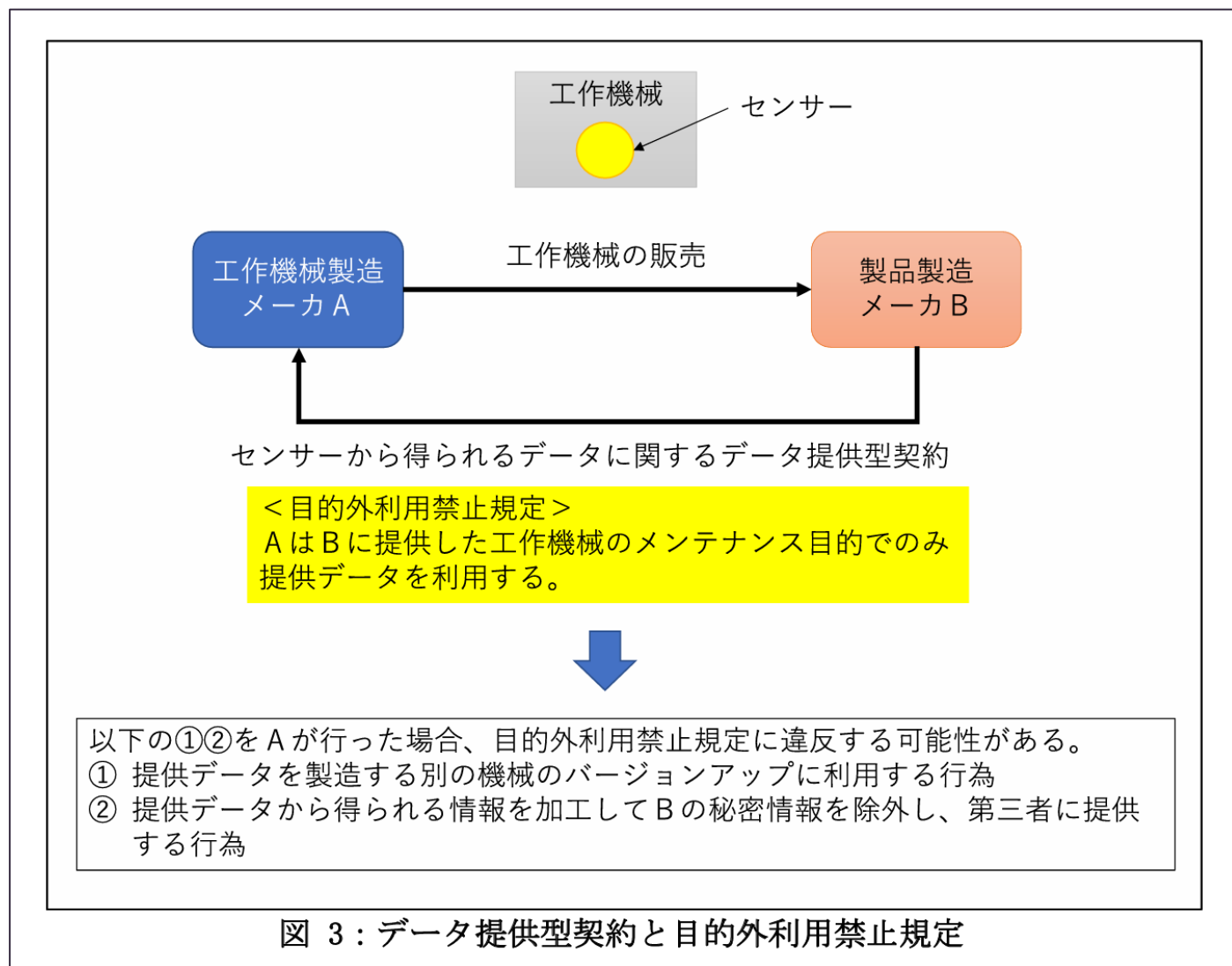
● 提供データの品質等の問題とは？

- ▶ データの**正確性**: 事実と異なるデータが含まれていないか
- ▶ データの**完全性**: データが全てそろっていて欠損や不整合がないか
- ▶ データの**有効性**: 計画された通りの結果が達成できるだけの内容をデータが伴っているか
- ▶ データの**安全性**
- ▶ 第三者の権利(**知的財産権**等)の**非侵害**

● 品質等に問題があった場合の責任分配

- ▶ **民法上の契約不適合責任と契約の関係**
 - どの範囲でデータ提供者が責任を負うのか／負わないのかを契約で明確にしておくことが望ましい
- ▶ **提供データを利用したことに起因して生じた損害の負担**
 - 第三者からの差止・損害賠償請求がなされた場合の防御責任、費用負担
 - 責任限定の要否

/ 主な法的論点(3): 提供データの目的外利用、第三者提供等の禁止



出典: 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1版ーデータ編ー」35頁

/ 主な法的論点(4): クロス・ボーダー取引における留意点

● データの越境移転規制

- ▶ 動機や背景は様々(プライバシー保護、安全保障、国家による監視、法執行・犯罪捜査...)
 - 個人情報保護法、外為法...
- ▶ 各国法の域外適用の範囲
- ▶ データの種類や、産業セクターによっても異なる
- ▶ データ・ローカライゼーションが問題となる国もあることに注意
 - 自国内での収集データの保管
- ▶ どのような例外が許容されているか

● 準拠法と裁判管轄(紛争解決手段)

- ▶ なお、越境移転規制等の各国規制を免れることにはならない点に留意

/ 主な法的論点(5): 個人情報等を含む場合の留意点

- 提供データに「**個人データ**」を含むか否か
 - ▶ 個人情報か非個人情報か？
 - ▶ **個人情報**である場合、**個人データ**にも該当するか？
- 提供データに「**個人データ**」を含む場合
 - ▶ 第三者提供には原則として本人同意が必要(個情法27条)
 - ▶ 例外に該当するか？
 - 委託、事業承継、共同利用など
 - ▶ 匿名化・統計化処理の可否
 - いわゆる匿名化と仮名化の違いにも注意
- **越境移転**にも注意(個情法28条)
 - ▶ 日本から海外へのデータ移転
 - ▶ 海外から日本へのデータ移転

/ データ契約のこれから：EUデータ法を参考に

● 欧州では、データ共有の促進が重要課題とされてきた

- ▶ データへのアクセスを法的に強化し、より多くのデータを社会全体で活用可能にする必要性
- ▶ データへの財産権的アプローチから、**アクセスを開放するアプローチ**への転換
 - GDPR等で認められてきた**データポータビリティ権**の強化・拡張の方向性

● EUデータ法(2024年1月発効、2025年9月から適用開始)

- ▶ データ(個人・非個人データの双方)の活用・アクセスに特化し、B2B/B2C/B2Gの文脈ごとに共有を促進
 - **B2B, B2C:** コネクテッド製品(IoT機器)・関連サービスより生成されるデータについて、生成したデータの保有者(製造者、サービス提供者等)は、利用者が直接アクセスできるよう設計・製造し、また利用者の求めに応じて、第三者に当該利用者に係るデータを移転しなければならない。
 - **B2Bデータ契約:** データ共有契約における不公正なデータ契約の無効化
 - **B2G:** 一定の場面で、民間企業が保有するデータに、公共部門の組織がアクセスして利用するための措置
- ▶ データ移行をめぐる課題
 - 移行条件や運用(経済面(合理的補償、FRAND、紛争解決手続)、技術面(相互運用性、セキュリティ等))

● EU以外の各国への波及効果の程度は？